

インドネシア水道に係る情報収集 No. 200602W

| | | | | | |
|--|--------|-----|------------|-----|------------|
| 検索サイト | Google | 実施日 | 2020/06/10 | 実施者 | T. Masuoka |
| 検索方法 : 「Indonesia Water supply」で検索 | | | | | |
| URL ; https://www.legalbusinessonline.com/news/drinking-water-infrastructure-indonesia-brought-you-iabf/79420 | | | | | |
| 標題 : Drinking Water Infrastructure in Indonesia | | | | | |
| <p>題名 ; インドネシアにおける飲料水のインフラ</p> <p>初めに ; インドネシアで 2019 年に法律第 17 号「水資源法」が公布され、民間企業が水資源を利用する権利が厳しく制限された。 そのような状況下での飲料水にまつわるインフラ整備について紹介。</p> <p>○法律第 7 号 ; 2004 年施行 (インドネシア共和国の憲法裁判所判決により効力停止) では、個人または民間企業は、飲料水を提供する目的も含め、水資源を開発、利用する権利を取得することが認められていた。</p> <p>しかし、法律第 17 号では、厳しい条件が課され、民間企業による水資源の開発利用の権利は厳格な条件が付されることとなっている。 従って、民間の事業者が、インドネシアの水資源を保有・管理する権利はない。</p> <p>○飲料水供給のためのパートナーシップ 飲料水のインフラ整備のメカニズムとして、官民パートナーシップ (PPP) を利用。 すなわち、州/地方自治体の企業が、民間企業を指名して飲料水供給施設を BOT 契約 (建設/運転/移転) で運営させることができる。 その場合も、BOT 契約終了後は、所有権は、州/地方自治体所有の事業体に移転する。</p> | | | | | |
| 備考 | | | | | |
| PPP ; Public Private Partnership. 官民パートナーシップ BOT Contract; Build Operate and Transfer Contract. 民間事業者が独自に資金調達を行い、施設を建設後、契約終了まで施設を所有して公共サービスの提供を行う事業形態。 | | | | | |